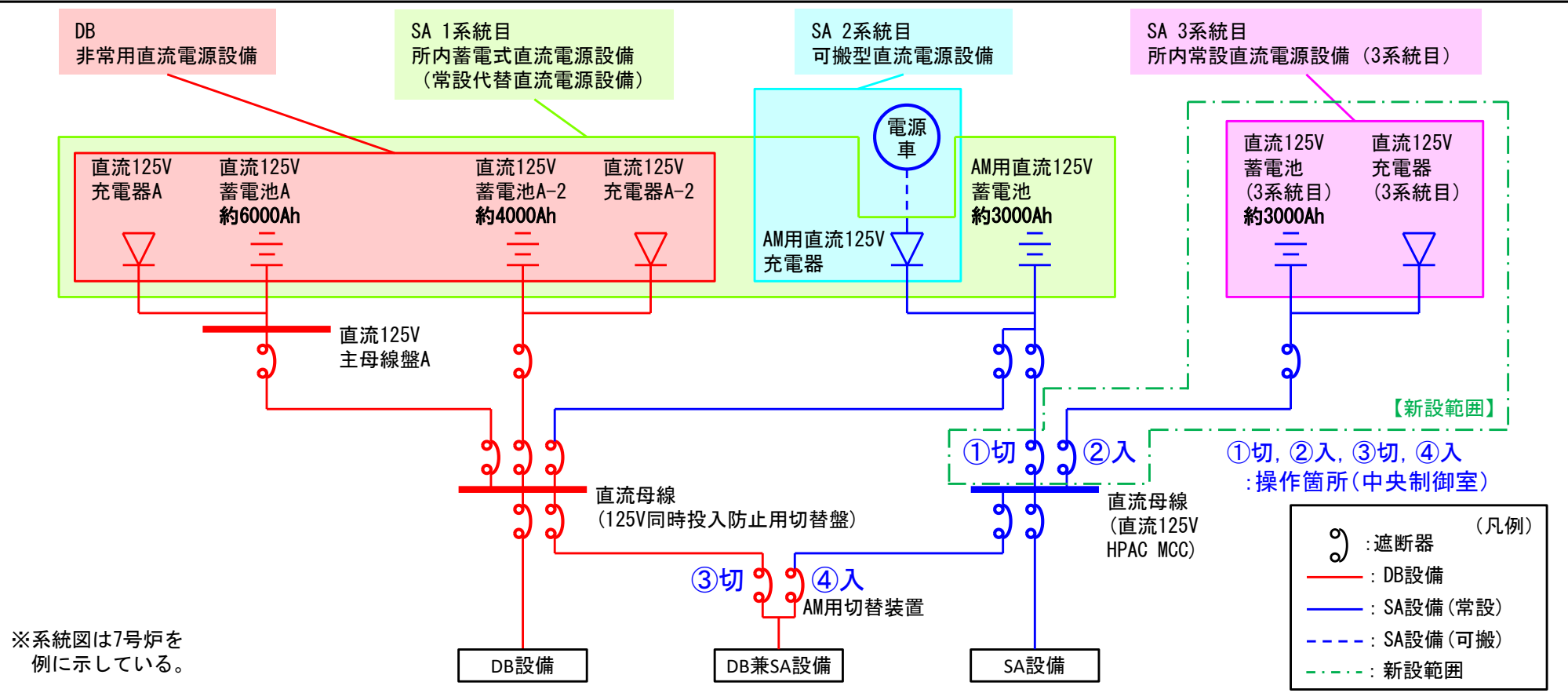


**審査結果：第3電源の設置 (変更内容)** 第37回原子力委員会  
参考資料第5-3号

更なる信頼性を向上するため、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、特に高い信頼性を有する3系統目の常設の直流電源設備として直流125V蓄電池 (3系統目) を原子炉建屋に設置する。直流125V蓄電池 (3系統目) は、全交流動力電源喪失発生後、AM用直流125V蓄電池が枯渇した場合、2系統目の可搬型直流電源設備よりも先に給電を開始する。



※系統図は7号炉を例に示している。

<変更申請書>  
 本文五号, 添付書類八 (設備関係)  
 設置許可基準規則 38条地盤, 39条地震, 40条津波, 41条火災, 43条SA全般, 45条高压注水\*, 52条PCV水素\*, 53条建屋水素\*, 54条SFP\*, 57条電源, 58条計装\*  
 ※電源の文言追加のみの修正